

遠隔地からの建設資材調達対策

概要

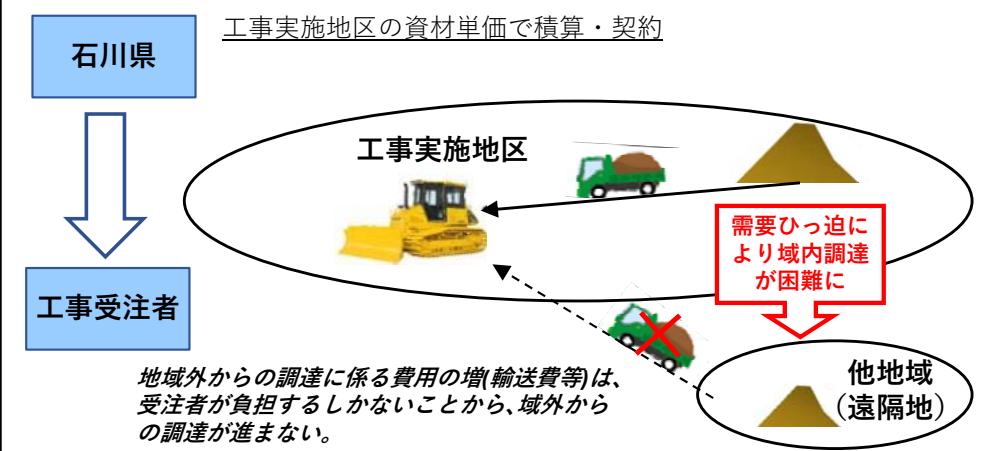
■遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

- 令和6年能登半島地震に伴い被災地では、一部の建設資材の調達がひっ迫し、遠隔地（※）から輸送費をかけて調達しなければならなくなることが想定されることから、建設資材の調達に要する購入費及び輸送費を設計変更で計上するもの。
※遠隔地：購入費にあっては対象工事の単価地区以外の地域、輸送費にあっては平常時の輸送元が存在する地域より遠方の地域をいう
- 当初設計は、標準積算、精算変更時に証明書類に基づき設計変更。（証明書類：領収書、使用証明資料等）

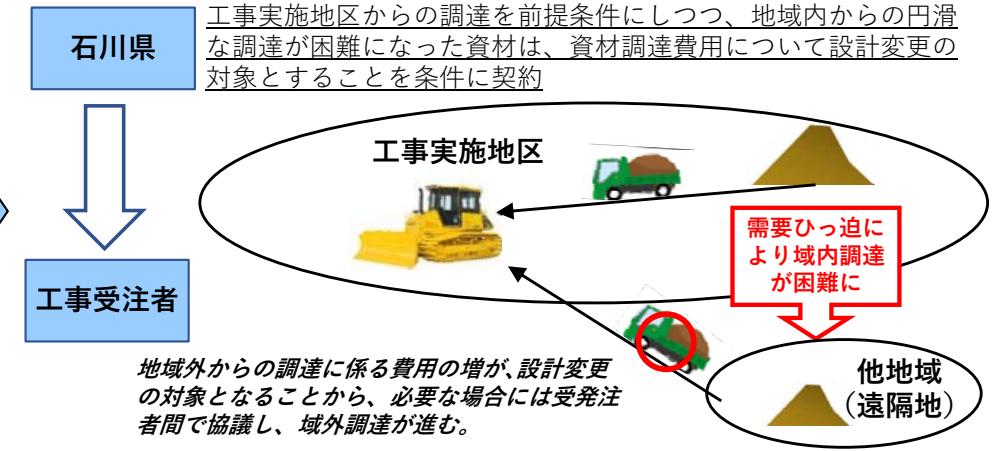
■対象建設資材

- ・ 購入費（現着）：生コンクリート、石材・骨材・土砂、アスファルト合材、コンクリート2次製品
- ・ 輸送費：仮設材（鋼矢板、敷き鉄板等）

【現状】



【対策】



手続きの流れ

